

(平成24年6月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月

昭和62年3月30日に事業所を退職し、すぐにA市区町村において国民健康保険及び国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、後日、A市区町村より送付された納付書により金融機関で納付した。

年金の未加入期間が生じないよう、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったことは間違いないので、申立期間の国民年金への加入及び国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和62年3月30日に事業所を退職し、すぐにA市区町村において国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、後日、A市区町村より送付された納付書により金融機関で納付した。」と主張しているところ、A市区町村が管理していた国民年金被保険者名簿（電子媒体）から、申立人は、昭和62年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得したことが確認でき、当該資格取得日の記録はオンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付書が同市区町村において発行されたとは考え難く、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

また、申立人は、「国民年金の加入手続は、国民健康保険の加入手続と同時に行った。」としているところ、A市区町村が管理する国民健康保険システムの記録から、申立人は、オンライン記録における国民年金被保険者資格の取得日と同日である昭和62年4月1日に、「社保喪失」との事由により国民健康保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から7年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から7年4月まで

申立期間の国民年金保険料は、平成7年6月に、A市区町村の国民年金担当窓口において現金で一括して納付したにもかかわらず、未納と記録されているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、平成7年6月に、A市区町村の国民年金担当窓口において現金で一括して納付した。」と供述しているところ、申立人が国民年金保険料を納付したとする平成7年6月の時点において、申立期間のうち、5年5月から7年3月までの期間に係る保険料は過年度保険料となることから、制度上、市区町村の窓口においては収納できない。

また、A市区町村が管理していた申立人の国民年金被保険者名簿において、申立期間の国民年金保険料は未納と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致しているほか、遡って記録が訂正された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、「2年間分もの国民年金保険料を一括して納付したのは、申立期間に係る保険料を納付したときの一度限りである。」旨を供述しているところ、オンライン記録から、平成7年6月から9年3月までの期間に係る国民年金保険料が、同年7月11日に納付されたことが確認でき、ほかに同程度の期間の保険料を一括納付した記録も確認できないことから、申立人は、当該期間に係る保険料の納付を、申立期間に係る保険料の納付と誤認しているものと考えられる。

加えて、申立人の夫は、申立期間に係る国民年金保険料を納付しているところ、申立人は、「国民年金保険料は、夫婦別々に納付しており、互いの保険料の納付については干渉していなかったもので、夫に問い合わせても、私の申立期間当時の納付状況は分からない。」旨を供述している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から平成元年2月まで

昭和52年7月に事業所を退職し、同年8月頃、A市区町村において国民年金の加入手続を行い、平成元年2月までの国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が国民年金の未加入期間と記録されている。

申立期間の国民年金への加入及び国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年8月頃、A市区町村において国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には国民年金手帳記号番号が記載されていない上、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録からも、申立期間において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

また、申立期間は139か月と長期間である上、戸籍の改製原附票から、申立人が申立期間において住民登録していたことが確認できるA市区町村、B市区町村及びC市区町村において、申立人の国民年金被保険者名簿が管理されていたことは確認できず、ほかに申立人が申立期間において国民年金に加入していたことを確認又は推認できる資料も無い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。